平成２６年（フ）第２０号
山口県宇部市西宇部南４丁目１番14―204号
債務者　青木　善明
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前11時
山口地方裁判所宇部支部

平成２６年（フ）第７３号
静岡県浜松市西区伊左地町1830番地の60
債務者　川口　明子（旧姓沼田）
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月６日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月６日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第３７号
愛知県豊橋市緑ケ丘１丁目10番地14　102、従前の住所愛知県豊橋市大岩町字西荒田61番地の６
債務者　平松　利之
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第５９号
愛知県豊川市大崎町小林73番地の１　ミューズイン山口Ａ棟205号、従前の住所愛知県豊川市御津町御馬加美152番地２　グリーンライフ106号
債務者　山崎　勝史
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第７０号
愛知県蒲郡市竹谷町松田74番地198、従前の住所愛知県蒲郡市形原町北浜18番地10
債務者　ラスカルこと　杉田　真広
1　決定年月日時　平成26年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２６年（フ）第８４号
岡山市中区中井53番地５　サンシャイン高島403、旧住所岡山市東区可知４丁目３番７号レジデンス益野202号
債務者　小玉　弘伸
1　決定年月日時　平成26年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１号
熊本県菊池市袈裟尾543番地１　袈裟尾団地10棟402号
債務者　大羽世津子
1　決定年月日時　平成26年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月10日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１２６１号
千葉県市原市岩崎２丁目12番地６
破産者　孝明建設工業株式会社
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３１１号
福岡県久留米市荒木町荒木1316―２、住民票上の住所福岡県久留米市日吉町21番地３
破産者　執行　整二
1　決定年月日　平成26年４月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第７３３号
千葉県船橋市高根台２丁目３番14棟103号
破産者　野間　武人
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１９６８号
愛知県津島市松原町40番地
破産者　株式会社内山乳販
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５０４号
大阪市大正区千島３丁目６番26号
破産者　有限会社近畿エアコンパーツ
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６１７号
大阪市西区京町堀１―15―９、商業登記簿上の本店所在地奈良県大和高田市旭北町６番23号
破産者　株式会社アドワーク
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１０７号
広島市中区舟入川口町12番３号
破産者　柿元建設株式会社
1　決定年月日　平成26年４月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３７５号
岐阜市東鶉３丁目84番地　カームシティ堀Ｎｏ．１―202号室、開始決定時の住所岐阜市柳津町上佐波西４丁目88番地
破産者　手打そば処ながおこと　長尾　道弘
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１８９号
岐阜市三田洞東１丁目１番２号
破産者　塚原　明光
1　決定年月日　平成26年４月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
岐阜地方裁判所